

平成28年第4回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年3月25日(金曜日) 午後3時30分から午後4時55分まで
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 教育長室
- 3 出席委員 勝野委員長、中島委員、川島委員、武藤委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
若山事務局長、原事務局次長兼教育政策課長、石原教育立市政策審議監、古田学校教育審議監兼学校指導課長、高井教育施設課長、豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、大野岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、吉成図書館長、小森科学館長、土山歴史博物館管理監（館長代理）、杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、菅沼市民体育課長、永井教育政策課庶務係長、長谷川教育政策課政策係長、河原教育政策課主任主事
- 5 職務のために出席した事務局の職員
久保田教育政策課主幹、波賀野教育政策課主任主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 委員長の選挙
 - 第5 諸般の報告
 - (1) 平成28年第1回岐阜市議会定例会について(教育政策課)
 - (2) 企画展「開館25周年、栄三生誕110年・東一生誕100年 加藤栄三・東一の初披露作品展」の開催について(歴史博物館)
 - ※(3) 平成28年度岐阜市教育委員会就学援助における要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
 - 第6 議事
 - (1) 第16号議案 岐阜市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について(教育政策課)
 - (2) 第17号議案 岐阜市教育委員会会議規則制定について(教育政策課)

- (3) 第18号議案 岐阜市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
(教育政策課)
- (4) 第19号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
- (5) 第20号議案 岐阜市教育委員会事務局、教育委員会が所管する学校及び所管するその他の教育機関に勤務する職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
- (6) 第21号議案 岐阜市教育委員会辞令式規程等を廃止する規程制定について
(教育政策課)
- (7) 第22号議案 岐阜市教育委員会辞令式規程制定について(教育政策課)
- (8) 第23号議案 岐阜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び臨時代理に関する規則制定について(教育政策課)
- (9) 第24号議案 岐阜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定について(教育政策課)
- (10) 第25号議案 岐阜市教育委員会事務決裁規則を廃止する規則制定について
(教育政策課)
- (11) 第26号議案 岐阜市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について
(教育政策課)
- (12) 第27号議案 岐阜市教育委員会文書取扱規程制定について(教育政策課)
- (13) 第28号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について
(教育政策課)
- (14) 第29号議案 岐阜市史編さん専門委員会規則の一部を改正する規則制定について
(社会教育課)
- (15) 第30号議案 岐阜市科学教育振興会議規則を廃止する規則制定について(科学館)
- (16) 第31号議案 岐阜市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則制定について(教育政策課)
- (17) 第32号議案 岐阜市教育委員会職員の営利企業等の従事制限に関する規則制定について(教育政策課)
- (18) 第33号議案 岐阜市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
- ※ (19) 第34号議案 岐阜市重要文化財の指定解除について(社会教育課)
- ※ (20) 第35号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(社会教育課ほか)
- ※ (21) 第36号議案 岐阜市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免について

(学校保健課)

- ※ (22) 第37号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(教育政策課ほか)
- ※ (23) 第38号議案 平成28年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について(教育政策課)
- ※ (24) 報第4号 岐阜市立学校職員の人事について(学校指導課)
- ※ (25) 第39号議案 岐阜市立学校職員の人事について(学校指導課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後3時30分開会開議

○勝野委員長 本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、只今から、平成28年第4回岐阜市教育委員会定例会を開会します。前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

それでは、議事日程第4の委員長の選挙に移ります。事務局は説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 委員長の選挙についてご説明申し上げます。現委員長の任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、平成28年4月1日からの委員長を選出する必要がありますので、委員の皆様には、選挙にて委員の選任をお願いします。

選挙は、無記名投票により行います。教育長と委員長は兼任できないことから、教育長を除く、勝野委員、中島委員、足立委員、川島委員、武藤委員の内から適任者を記載していただき、投票をお願いします。有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。

それでは、これからお配りする投票用紙に適任者を記載いただき、投票をお願いします。

(投票及び開票)

○長谷川教育政策課政策係長 ただいまの選挙の結果についてお知らせいたします。

有効投票数が5票です。勝野委員4票、川島委員1票でございますので、委員長選挙の当選人は、勝野委員でございます。

選挙の結果、委員長は勝野委員に決定いたしました。委員長の任期は、本来1年間とされていますが、早川教育長の任期満了とともに新制度に移行し、教育長が委員長を兼ねることになるため、今回の任期は、平成28年4月1日から平成28年10月19日までとなります。

では、勝野委員長から一言お願いします。

○勝野委員長 引き続き委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が3件、議事が25件となっています。議事日程に秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝野委員長 秘密会については、このとおりに扱うものといたします。

それでは、日程第5、諸般の報告にまいります。報告1について説明をお願いします。

○原事務局次長兼教育政策課長 1ページをご覧ください。3月3日から本日3月25日にかけて平成28年第1回岐阜市議会定例会が開催されました。質問者は21名、質問件数は90件、そのうち教育に関する質問が20件ございました。それでは、主な質問、答弁についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。自民岐阜の高橋正議員から、徹明小学校と木之本小学校の統合について教育長に質問がありました。教育長は、地域の関係者にご苦労をおかけしていることを詫び、謝意を示した上で、平成29年4月開校を目指し、出来るだけ早く議会に学校設置条例を上程するため、全力で取り組むと答弁いたしました。また、統合に対する教育委員会としてのビジョンを問われ、このことについて、短期的には、統合新設校は両校の良い点を併せ持ち、その上に最先端の研究成果を実践する最高水準の学校を目指すとし、中期的には、跡地を有効活用するというところで、体験型の施設になればと期待していると述べ、さらに長期的には統合新設校の校舎改築時に合わせ、小中一貫校の可能性を検討していくと答弁いたしました。

なお、統合につきましては、ほかに無所属の田中成佳議員が、統合に反対する立場で質問され、青空の和田直也議員は、木之本小学校の改修工事の内容について質問されました。

続きまして、3ページをご覧ください。自民岐阜の須田敦士議員から、ベネッセ教

育総合研究所との連携について、教育長に質問がありました。教育長は、提携の経緯及び提携の目的と概要を述べた上で、今後の決意について、提携を通じて、高度な調査・分析力や、専門的な知見を取得して、本市の施策立案能力を向上させ、子どもたちの学びの環境を一層充実させていきたいと答弁いたしました。

以下、新年度予算に関連して、各議員から質問がありました。2月24日の教育委員会定例会におきまして、教育委員会の新年度予算に関連してすでにご説明申し上げておりますので、答弁内容については割愛させていただき、質問のあった事項についてのみ、簡単にご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。自民岐阜の谷藤錦司議員からは、土曜日の才能開花教育「ギフトッド」について教育長に質問がありました。

続きまして5ページをご覧ください。自民岐阜の石川宗一郎議員からは、放課後児童クラブについて、6ページ中段になりますが、ハートフルサポーター、ハートフルティーチャーについて、7ページ中段、新年度、全小中特別支援学校に導入されますタブレットの活用についてそれぞれ質問がありました。

8ページをご覧ください。自民岐阜の長屋千歳議員からは、新年度、中学校に配置される岐阜市型アクティブラーニングスペース「アゴラ」についての質問がありました。その他の答弁につきましては、本日は議題が多数あり、時間の関係上割愛させていただきます。以上です。

○勝野委員長 ありがとうございます。主な質問・答弁についてご説明いただきました。只今の説明について、質問や意見があれば仰ってください。

ないようですので、私からお尋ねします。この資料は事前にいただけるのですか。

○原事務局次長兼教育政策課長 事前にお渡しできるようにいたします。

○勝野委員長 ほかになければ、報告2について説明をお願いします。

○土山歴史博物館管理監 議事日程記載の資料23ページをご覧ください。配布の開催要項にてご案内申し上げます。歴史博物館分館の加藤栄三・東一記念美術館にて、4月26日から5月22日まで、「加藤栄三・東一の初披露作品展」を開催いたします。今年は、加藤栄三氏の生誕110年、加藤東一氏の生誕100年の節目にあたる年であり、それを記念した展覧会でございます。こうした展覧会では、日展をはじめとした大規模な展覧会に出品された大作が並ぶことが多いのですが、今回はそういった大作ではなく、個人のコレクターの手元にありました作品、今まであまり公の場所で公開されてこなかった作品を50点集めて展示する企画です。この展覧会は、第1展示室と第2展示室を用いて開催いたします。お時間がありましたら、ぜひお越しください。

○勝野委員長 只今の説明について、質問や意見があれば仰ってください。ないようですので、日程第6、議事にまいます。第16号議案について、説明をお願いします。

○永井教育政策課庶務係長 第16号議案についてご説明申し上げます。岐阜市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正するものでございます。今年度より、子育て支援法に基づいて、子育てに関する新制度が始まっております。25ページから26ページに記載の第2条、別表第1をご覧ください。所得階層の第1階層から第3階層までについて、この度、政令案が国から出されており、年収約360万円未満の1人親世帯等に対して優遇措置が図られております。具体的には、第1子の保育料半額、第2子以降の保育料を無償化し、また年収約360万円未満世帯の多子計算に係る年齢制限につきましても、これまでは小学校第3学年までであったものが撤廃され、それに伴い条例を改正するものです。説明は以上です。

○勝野委員長 ありがとうございます。施行令が変わることによって市の条例が改正されるということですね。

○永井教育政策課庶務係長 この3月31日に、改正するための政令が出される予定です。

○勝野委員長 ほか、よろしいでしょうか。ないようですので、第17号議案から第33号議案まで、まとめて説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 第17号議案から第33号議案まで、続けて説明申し上げます。時間がありませんので、概要を申し上げます。今回、幾つか、教育委員会制度改正に係る規則等を上程しています。教育委員会に関する事項として、新教育長の設置が重要です。資料に組織のイメージを記載しております。上段が現行制度体制、下段が岐阜市の今年10月20日以降の新制度体制であります。今までは、委員の中から委員長を選挙で選び、委員の中から別に事務を管理する者として教育長を選び、その教育長が事務局等を統括していました。そして、委員の合議体が、教育長を補助機関として指揮監督することとしていました。岐阜市は、10月20日から新制度体制に移行しますが、委員長職を教育長職と統合し、教育長が今までの教育長としての事務を行うとともに委員長の権限も合わせ行使することになります。施行が10月20日からと申し上げましたが、それは各団体によって異なっております。教育長の任期は団体ごとに別々ですので、一斉に新制度を適用すると混乱を生じる

ということで、昨年の4月1日の法施行当時に在職する場合、制度改正前の任期が切れるまでは旧制度のままで、任期満了後から団体ごとに新制度に移行するという事になっており、それが岐阜市の場合は10月20日からとなっています。新教育長となることで何が変わるかと言いますと、これまでは一旦委員として首長から任命を受けた後で、教育委員会の合議体が教育長を任命するという形になっておりましたが、新制度では首長が直接教育長を任命するという形となります。任期は、4年が3年になります。我々は一般職と言われますが、議会の同意を得て任命される人事は特別職と言われ、服務を含み地方公務員法の適用を受けない特別な身分の職ということになります。ただ、教育長としての権限はそのまま併せ持つため、制度上、常勤職員と同じような待遇が必要だということで、常勤であるということ、職務専念義務を課すということ、営利企業への従事等の制限を課すということを書いておきます。

議案の説明に移ります。逐条で説明する時間がございませんのでポイントを丁寧にご説明申し上げます。

31ページ記載の第17号議案、「岐阜市教育委員会会議規則制定について」をご覧ください。現在も会議規則がありますが、「付議案件の概要」の制定概要の欄に「全部改正」と記載しています。委員長の権限を新教育長にすることに加えて、全部で51条あったものを22条に整理しています。従前は、委員のうち会議の平穩を乱した方に対する懲罰規定がありましたが、そもそも地方議会の議員と異なり、懲罰に関する規定は法律上の根拠を持たないため廃止させていただきたいと思っております。

続いて、第18号議案についてご説明申し上げます。39ページをご覧ください。会議における傍聴人の取扱いに関する規則です。これについては委員長の権限を新教育長に変更すること、定例会を市内の様々な施設で行っているため会場の大きさもまちまちですから、41ページ記載のように傍聴人の定数に関する規定を何人と書いていたものを改めること、42ページ記載の第2項、第3項について、教育長の傍聴人への質問権を規定していますが、現行と取扱いが大きく変わるものではありません。

変わりました、45ページをご覧ください。第19号議案についてご説明申し上げます。ここでは、処務規則について記載しています。ポイントは2つあります。1つは制度改正関係で、45ページにありますように教育長職務代理者の規定をなくすこととしています。今まで教育長は一般職でしたので、職務代理者は事務局の中から選んでいました。現在は事務局長が職務代理者となっています。新制度下では、法律に委員の中からあらかじめ教育長が指名した者とありますので、職務代理者の規定を削除いたしました。新制度になった時に、新教育長から職務代理者をご指名いただくこととなります。

52ページをご覧ください。後ほど人事異動の件を上程する際にご説明申し上げます。

すが、歴史遺産活用推進審議監と冠した審議監職を新たに設けて、事業を推進していきたいということです。あとは用語の整理を行っております。

第23号議案に移ります。今回、内部管理的な事務に関する議案が多く、言葉のみの説明では理解し難いと思いますので、イメージ図を別紙で机上配布いたしました。権限は上から下へ降りていきます。この会議で決めなければいけない事項が濃紺の枠の中に黄色の字で示してあります「教育委員会(合議体)の権限に属する事務」という事項です。基本的な事項等はここで決定します。ただし、常時会議を開いて決定するわけにまいませんので、先ほど申し上げましたように教育長に事務の大半を委任して執行していただくこととなります。委任するにしても、法律的根拠がなければいけませんので、委任する際には規則を設け、会議を招集できない場合には教育長に合議体の権限に属する事項を臨時代理していただくことも規則で定めると書いてあります。濃紺の部分で薄紫の部分に委任して下ろすと、あるいは濃紺の部分で薄青の部分に臨時代理させるということをこの規則で定めます。

で、今回の制度改正で何が変わるかと言いますと、実際には変わりありません。基本的には法律の規定に吸収できる事項ばかりでしたので、それを整理させていただいたというところです。

63ページの第4条第1項に、委任事務の報告をするように新たに決めました。新しい法律の下では、委員長職を統合したために教育長の権限が大きくなるということで、新教育長に報告義務を課しています。この条項は、その細目を規定するものです。今まで随時報告はさせていただいているのですが、今後会議の運営の中で、委員の皆様から、例えばこういう事項について報告が聞きたいというものがあれば、随時行いたいと考えています。

71ページをご覧ください。第26号議案についてです。これは形式的な改正であります。委員長の文言を教育長に置き換えるというものです。教育委員会規則の交付期限を7日以内から20日以内に延ばしていますが、これは地方自治法と平仄を合わせるということで、我々は実務上、7日以内に行っておりますので変わりはないと考えています。

81ページをご覧ください。第28号議案についてご説明申し上げます。こちら委員長職の文言を教育長に改めるものです。あとは、委員長職が廃止されると同時に委員長の公印も廃止するというものです。

新制度に関する議案は、ほかに第31号議案、岐阜市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則制定についてです。89ページをご覧ください。こちらは新規制定となっております。これまで教育長の営利企業への従事等に関して、報酬を得て教育以外の事務に従事することは、許可を受ければ可能でした。今までも一般職として同じ規制を受けておりましたが、新たに根拠が別立てとなったので合わせて規則を制定したものであり、実務上の変更はありません。制度改正関係の規

則は以上です。

制度改正以外の議案の説明をいたします。55ページをご覧ください。第20号議案です。先ほど申し上げました歴史遺産活用推進審議監について、こちらを新設するものです。

続きまして、第21号議案です。59ページと75ページを合わせてご覧ください。岐阜市教育委員会文書取扱規程制定についてです。76ページ記載の文書種類、(1)一般文書と(2)例規文書から始まり、(2)例規文書の中にア法規文書、イ令達文書、ウ公示文書があります。

規則で定める事項ではありませんが、上位の者が下位の者に対して命令を発するものがございます。それが訓令甲乙といったものです。これまで公表するの可否かで区別しないでおりました。例えば旧文書取扱規定での例規文書の区分は、訓令甲乙という区分になっておらず、単に規程というだけで、公表するの可否か明確ではありませんでしたので、今回それを整理させていただくということで、規程という令達文書を一旦なくして、訓令甲乙に分けることとしています。

第24号議案について、67ページをご覧ください。これは、本来教育委員会の権限に属する事項を首長部局の職員に補助執行させるというものです。第2条第1号と第2号に、事務内容を記載しています。第2号の市民参画部人権啓発センター所長に、早田教育集会所の管理運営をさせるというものです。改正前の委任規則の中に「委任する」と記載がありました。「委任」とは権限の委譲であり、受任させるものの責任においてさせることを言いますが、実態を聞くと委任ではなく補助執行ですので、補助執行として規定いたします。それからもう1つ、第2条第1号に記載しておりますのは、例えば市外にお住まいであった方が転入手続をする際に、お子さんの学校の指定をするのは、本来、市の教育委員会であります。その書類を発行し、首長部局の事務職員に通知する事務がありました。それが今まで根拠がありませんでしたので新たに設けるということです。仕事内容としては変わりありません。

第25号議案について、69ページをご覧ください。事務決裁規則を廃止する規則制定についてです。先ほどのカラー資料を合わせてご覧ください。一旦教育長の権限となった事項は、教育長が決裁し意思決定をするか、あるいは軽微な事務や大量の事務の場合、下位の者が常時専決することになります。これまで規則で制定していたのですが、教育長以下で誰が意思決定をするのか、教育長がお決めになればいい事項であるため、教育長の訓令という形で、教育長がお決めになる形で行いたいと考えています。

第27号議案の文書取扱規程制定について、75ページをご覧ください。こちらの議案については、先ほど趣旨を申し上げました。文書の取扱いは、基本的に首長部局と同じ扱いをしておりますので、教育委員会に固有の部分だけ規定を置かせていただいています。

第29号議案について、85ページをご覧ください。市史編さん専門委員会規則の一部を改正する規則制定についてです。これは、新たに委員として任命したい方がいらっしゃると社会教育課から聞いておりますので、委員の定数を改めるものです。

第30号議案について、87ページをご覧ください。2月の教育委員会定例会で申し上げましたとおり、条例の規定削除に伴い科学教育振興会議の規則についても廃止するものです。

第32号議案について、91ページをご覧ください。首長部局において、一般職員について営利企業への従事等の制限が定められていますが、教育委員会にはありませんでしたので、三省堂の事件も踏まえてこの際きちんと設置しようということになりました。

第33号議案について、93ページをご覧ください。個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則制定についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律制定に伴いまして、教育委員会の個人情報保護の取扱いというのは、首長部局と同じ形で行うこととなっており、首長部局の引用規定を改めるというもので、扱いとして何か変わるわけではありません。説明は以上です。

○勝野委員長 ありがとうございます。第17号議案から第33号議案について、質疑及び討論を行います。大部分は教育委員会制度改正によるものですが、何かありますでしょうか。ないようですので、ここで第16号議案から第33号議案について採決を行います。

第16号議案から第33号議案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝野委員長 第16号議案から第33号議案は、原案のとおり可決されました。以降の議案は、秘密会で審議を行います。

(削除)

○勝野委員長 以上で、議事日程第6の議事は終了です。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。

午後4時55分閉議閉会